

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たの翌日が休日には、その日が休日)

鳥取県告示第七百十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり町の名称を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十三年十一月一日

鳥取県知事 石破二朗

変更前の町名	変更後の町名
福守	福守町

鳥取県告示第七百二十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和四十三年十一月一日

鳥取県知事 石破二朗

指定年月日	名 称	所 在 地	診 療 科 名	開設者名
昭和四十三年九月一日	本田 医院	米子市八幡七〇三	内科、小兒科	本田脩
十月一日	渡部外科医院	境港市上道町一九〇	外科、胃腸科、脳神経外科	渡部卓実

◆選管告示

道路の区域の変更
選挙管理委員会の招集

告

示

鳥取県告示第七百二十一号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年十一月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

本 田 医 院	米子市諏訪一〇〇ノ一	内 科、小 児 科	昭和四十三年八月三十一日
---------	------------	-----------	--------------

鳥取県告示第七百二十二号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十三年十一月一日

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地	開 設 者
昭和四十三年十月八日	山本外科医院	鳥取市東品治町一八	山本 積

鳥取県告示第七百二十三号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十三年十一月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

辞 退 年 月 日	指 定 医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	鳥 取 市 国 民 健 康 保 险
昭和四十三年九月三十日	鳥取市国民健康保険	鳥取市松上一三七の五	

鳥取県告示第七百二十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十三年十一月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	診 療 科 名	開 設 者 名	指 定 年 月 日	点 数
谷口歯科医院	鳥取市立川町 五丁目西の二	歯 科	谷口 宥三	昭和四十三年 十月一日	歯科点数表
岡本歯科医院	東伯郡東伯町 浦安殿見土居	"	岡本 時彦	"	"
都田薬局	米子市道笑町 三丁目八八	"	都田 徹郎	"	"
大谷医院	宮谷一本木二 二の五	内科、外 科、小兒科	大谷 伯	十六日	乙表点数表
安田歯科医院	米子市朝日町 渡辺内科医院	歯 科	安田 千秋	"	歯科点数表
渡辺内科医院	字北浜温泉福原 八三九の六	内科、小兒科	渡辺 仁	二十三日	乙表点数表

鳥取県告示第七百二十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十三年十一月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏名	住所	登録の記号 及び番号	登録の年月日
近藤 純一	鳥取市西町五丁目二五八	鳥医一、三九七	昭和四十三年十月十一日
河本 拓志	東伯郡東郷町旭六四	鳥薬二二七	" 十六日

鳥取県告示第七百二十六号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したから、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年十一月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所 在 地	申出の年月日
野田外科医院	倉吉市堺町三丁目七三の一	昭和四十三年十月一日
渡部外科医院	境港市上道町一九九〇	" "

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十三年十月二十五日から用途廃止した。

昭和四十三年十一月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面積 (平方メートル)	用途
鳥取市丸山三三ノ三番地先から 三三番地先まで	三八八・三五	道路敷	

鳥取県告示第七百二十九号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十三年十月二十五日から用途廃止した。

昭和四十三年十一月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面積 (平方メートル)	用途
東伯郡東郷町大字松崎字田町三三番地先から 三三番地先まで	一一・〇四	水路敷	

鳥取県告示第七百二十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、新開土地改良区の定款の変更を昭和四十三年十月二十五日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十三年十一月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面積 (平方メートル)	用途
鳥取県告示第七百二十八号	鳥取県告示第七百二十八号	鳥取県告示第七百二十八号	鳥取県告示第七百二十八号

鳥取県告示第七百二十八号

気高郡気高町大字勝見字乘御前至次番地先

字乗御前口二ノ番地先まで

一七・一六 道路敷

一三六・〇四

"

種道路類の

路線名

区

間

前後別

変更前

敷地の幅員

メートル

延長

鳥取県知事 石破二朗

メートル

長

鳥取県知事 石破二朗

メートル

鳥取県告示第七百三十号
 建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十三年十月二十五日から用途
 廃止した。

昭和四十三年十一月一日

鳥取県知事 石破二朗

場所	面積 (平方メートル)	用途
八頭郡郡家町郡家字青木上分三西ノ一番地先	七・七七	道路敷
字曾弥田空ノ三番地先から 空ノ三番地先まで	三一・九〇	"
字青木上分三西ノ一番地先から 空ノ三番地先まで	一七・〇七	"
八・二六	二五・六八	水路敷

選挙管理委員会告示**鳥取県選挙管理委員会告示第五十三号**

昭和四十三年第十一回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和四十三年十一月一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤

章

一 日時 昭和四十三年十一月六日 午後三時
 二 場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 明るく正しい選挙推進指導者研修会の開催について

建設省中国地方建設局長が道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十
 八条第一項及び第九十七条の二の規定に基づき、道路の区域を次のように
 変更したので、同法第十八条第一項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十三年十一月一日から八月間鳥取県土木部道路
 課及び建設省中国地方建設局倉吉工事事務所において一般の縦覧に供する。

昭和四十三年十一月一日